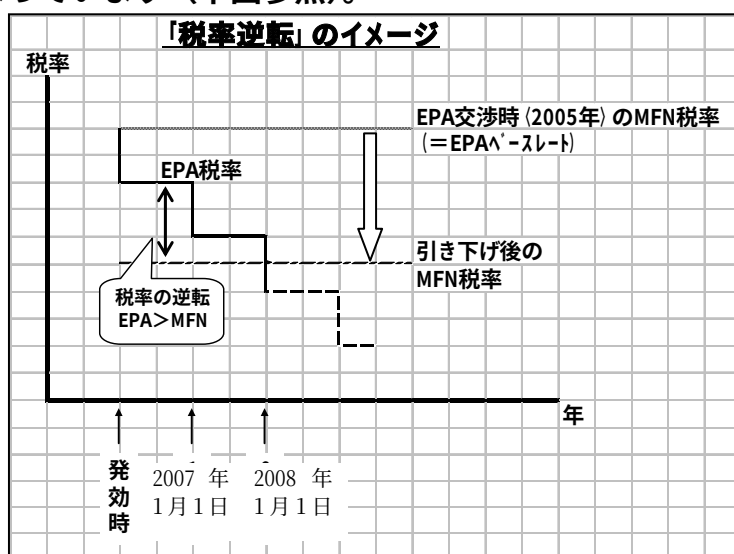


マレーシアへ日馬 E P A 税率で輸出を予定される皆様へ
(マレーシア政府による最恵国待遇 (M F N) 税率の引下げについて)

平成 1 8 年 1 1 月
通商政策局アジア大洋州課

日本・マレーシア経済連携協定 (日馬 E P A) は 2006 年 7 月に発効し、関税引き下げの対象となった物品については、発効時に即時撤廃～10 年間にわたる段階的引き下げが行われることとなっています。

このうち、段階的な関税撤廃を行う品目については、日馬 E P A 交渉が行われていた 2005 年当時のマレーシアの最恵国待遇税率 (M F N 税率) を基準 (=ベースレート) に関税引き下げが開始されておりますが、その後のマレーシア政府による M F N 税率の引き下げにより、一部の品目で税率の逆転が生じ、E P A 税率の方が M F N 税率よりも高くなっています (下図参照)。



輸出に際しては M F N 税率や他の優遇関税措置を選択することもできますので、各品目の “より低い” 税率をご確認いただきますよう、ご注意下さい。なお、現在把握されている品目について、下のとおりまとめてありますので、あわせてご参照下さい。

○ (参考) マレーシア税関 HP (MFN 実行税率)

<http://www.customs.gov.my/kastam/>

左上の <Customs> から <Customs Duties Order 1996> の <Schedule 1> を選択し、左側で HS コードを指定することで MFN 実行関税率を検索することができます。

○ (参考) マレーシア通商産業省 HP (EPA 関税率)

<http://www.miti.gov.my/ekpweb/application?origin=publishedcontents.jsp&event=bea.portal.framework.internal.refresh&pageid=miti&subpageid=contentdetails§ion=content&global=yes&cat=C2tESazF2oA2924&0.63280980860526490.064730348451050080.7684989684504883&content=EPB0000556003&0.18949059400134372&type=FULL&0.4490242614172152&0.12533306292369506>

Annex9 が日マレーシア EPA 発効後の各年のマレーシアの EPA 関税率です。ワードファイルで一覧表を入手することができます。ただし、こちらは参考としてマレーシア通商産業省が掲載しているものですので、正確な EPA 関税率は、Annex1 part3-2 をご確認ください。

以 上